

茂原労基協会報

No.68
平成29年1月

発行：(一社) 茂原労働基準協会 茂原市茂原 443 (商工会館内)

TEL・FAX 0475-23-5276

発行責任者：事務局長 片岡 薫



いすみ市 行元寺

目 次

○年頭ご挨拶	
●茂原労働基準協会会長 徳元秀行	2
●茂原労働基準監督署署長 阿部裕之	2
○協会だより	
●全国労働衛生週間説明会	3
●事業所視察研修会	3
●労務管理講習会	3
○茂原労働基準監督署情報コーナー	
●実施していますか？報告していますか？	
●ストレスチェック!!	4
●千葉県特定最低賃金改正について	5

○協会掲示板	
●平成29年度 講習会予定	6
●労働保険事務組合の業務紹介	6
●新規加入会員のご紹介	6
●編集後記	6

年末年始無災害運動
(2016/12/15 → 2017/1/15)

無事故で締めよう
行く年を
無事故を誓おう
来る年に



contents

「あたりまえの水準」を上げる活動を！

(一社) 茂原労働基準協会 会長 徳元秀行



新年あけましておめでとうございます。会員の皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は当協会の事業運営に関しまして、茂原労働基準監督署をはじめとする行政機関各位のご指導ならびに会員の皆様方の格別なるご理解ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

世界経済に目を向けると、米国は堅調な個人消費に支えられ景気回復基調が続いており、欧州でも景気は緩やかに回復していますが、中国経済の成長ペースの鈍化や資源価格の下落を背景に新興国・資源国経済の低迷が続いています。一方、国内経済は緩やかな回復基調が続いていますが、英国のEU離脱問題やアメリカの政権交代による先行き、また金融資本市場の変動の影響など、景気の下振れリスクの増大が懸念される状況があります。会員の皆様におかれましては、ご苦労が続いていることと存じます。

昨年は、皆様のご協力のもとで事業計画を予定通り実施できました。11月には管内事業所視察研修会として㈱藤田製作所様と日本ロストワックス㈱様の工場見学を実施させていただきました。5Sの行き届いた工場を目の当たりにし、安全衛生活動への熱心な取り組みに触れ、一同大変感銘を受けました。お忙しい中、快く見学の受け入れをご了解いただきましたことに改めて御礼を申し

上げます。一方、県内にはこれまでの取り組みが高く評価されて「安全功労者内閣総理大臣表彰」を受賞した企業もございます。

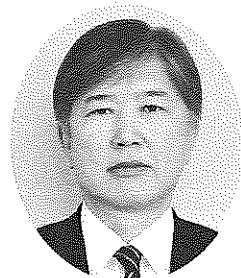
それぞれの企業の取り組みから見えてくるのは、安全方針の掲示や指さし呼称・現場パトロールなど基本を徹底して行なっているという事です。同じ事を実行しても結果が違ってくる、その違いはいったい何でしょう。それは、同じ状態を見ても、そこから出るアウトプットの水準がものすごく高い、つまり「あたりまえの水準」が全然違うと言う事です。私たちは「あたりまえの水準」を上げる活動を常に行なっていく必要があろうかと思います。それが、ひいては現場力の強化につながって行くのではでしょうか。

平成29年度は、協会活動がより一層身近で有用なものとなるように、技能講習の取り扱いや講習会ならびに関連教育の充実・支部組織の見直しなど皆様と一緒に考えていきたいと思っております。

最後に、会員各社の益々のご繁栄と皆様方のご健勝、ご活躍を祈念申し上げて新年のご挨拶とさせていただきます。

長時間労働の抑制に向けて

茂原労働基準監督署 署長 阿部裕之



新年明けましておめでとうございます。茂原労働基準協会会員の皆様には日頃から当署の業務運営にご理解ご協力をいただき感謝申しあげます。

さて、本來であれば、運営方針や災害発生状況等に関する話になるのですが、昨年の夏を境にして、当署の業務、特に「長時間労働の抑制」を主眼にした監督業務の急増という変化が認められますので、端的に表れている二つのマスコミ報道内容を紹介して、今進めている行政課題のお話をしたいと思います。

一つは、昨年9月に報道されました時間外労働協定(36協定)の運用を見直すとの政府表明です。「労働者に事実上無制限の残業を課すことができる36協定」とマスコミ等で揶揄されていますが、この36協定の上限（現時点では月45時間）を超える時間外労働を原則禁止し、そして罰則規定を新設するというものです。この政府方針のもと、今春から議論を開始し、秋の臨時国会へ労働基準法改正案の上程を目指すというものです。

二つ目は、これも昨年11月にあったものですが、若い

女性社員の事件を発端に、都内の大手広告代理店ほかに「かとく（過重労働撲滅特別対策班）」と呼ばれる監督官が強制捜査に入り、違法な長時間労働の実態が明らかになったと言うものです。

これら二つの報道に見られるように安倍内閣が推進する「働き方改革」の中で特に「長時間労働の抑制」を最重要課題として位置づけ、国を挙げて取り組んでいるところです。

当署においても、外部からの情報や既存データ等から長時間労働を把握し、その是正に向けた指導を行っております。

以上、直近の行政の最重要課題ということで敢えてお話しさせていただきました。

会員皆様の事業場におかれましても、今後の行政の動きに注視していただくとともに、本年も無事故・無災害そして安心・安全な職場づくりにこれまで以上に取り組まれますようお願い申しあげます。

協会だより

全国安全衛生週間説明会



平成28年度の説明会及び衛生管理講習会を8月31日、9月2日にかけて、大多喜中央公民館・茂原市役所市民室にて95社（102名）の参加を頂き開催いたしました。

説明会では、茂原労働基準監督署阿部署長、篠田安全衛生課長より、週間の趣旨、実施要領等の説明がありました。

また、衛生管理講習会では、「生活習慣病を予防して楽しい生活を!」と題して、千葉夷隅健康福祉センター野澤副主幹様、千葉長生健康福祉センター赤松主任保健師様・国府副主幹様よりご講演を頂きました。

事業所視察研修会

11月24日に54年ぶりの雪のなか、視察研修を11社（15名）の参加を頂き、管内2事業所にて実施いたしました。

最初に、(株)藤田製作所様では、会社概要・製品説明等の後に工程を見学いたしました。

特に水平面を出す「きさげ」の手作業では、熟練と精度の高い技術に驚かされました。

また、整理・整頓された職場と重量物を扱う会社としての安全意識の高さを感じ取ることが出来ました。

日本ロストワックス(株)様では、上記の同様の説明に加え、「ロストワックス技法」による精密鋳造品を直接見せて頂きました。職場では、一連の作業を見学いたし、特に鋳造工程では、鋼材を流し込む際に、作業者の連携した動作で安全に手際よく進められていることに関心いたしました。



労務管理講習会



12月9日に茂原市役所・市民室にて、61社65名の参加を頂き、次の内容により開催いたしました。

○「年末年始無災害運動実施要領説明」

茂原労働基準監督署 阿部署長

○「災害事例から見た安全配慮義務について」

労働衛生コンサルタント 山田 茂氏

茂原労働基準監督署情報コーナー

実施していますか？

報告していますか？

ストレスチェック!!

労働安全衛生法の改正により、労働者50人以上の事業場において、平成27年12月から、年1回のストレスチェックの実施が義務となりました。

労働基準監督署への実施状況の報告も義務となっておりますので、ご注意下さい。

ストレスチェック及び面接指導の実施状況の報告 ※義務

労働基準監督署に 実施結果報告書 を提出

※提出時期は、各事業場の事業年度の終了後など、事業場ごとに設定して差し支えありません。

ストレスチェック制度の実施手順

衛生委員会の開催（実施方法など社内ルールの策定）

ストレスチェック（年1回）の実施

本人に結果を通知

集団分析 ※努力義務

医師の面接指導の実施

個人の結果を一定規模のまとまりの集団ごとに集計・分析

医師から意見聴取

職場環境の改善

就業上の措置の実施

「うつ」などのメンタルヘルス不調を防止

どのように実施すれば良いかお悩みの会員の方は、無料ツールをご活用下さい。

厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム

無料ツール

●ストレスチェックの受検、結果出力、結果管理までを一括で実施できるプログラムです。厚生労働省ホームページから無料でダウンロードいただけます。

→ <http://stresscheck.mhlw.go.jp/>



「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」
ダウンロードサイト



●プログラム利用のお問い合わせは、専用のコールセンター（フリーダイヤル）でご案内します。

電話番号 0120-65-3167 (フリーダイヤル)

受付日時 10:00～17:00 (土日祝日、12月29日～1月3日を除く)

茂原労働基準監督署情報コーナー

千葉労働局賃金室から最低賃金のお知らせ

必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も

最低賃金件名	最低賃金額時間額(円)	発効年月日	最低賃金の適用について
[地域別最低賃金] 千葉県最低賃金	842 817円から25円引上げ	28.10.1	千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金が適用されます。

特 定 最 低 賃 金	調味料製造業 (味噌製造業を除く。)	868 852円から16円引上げ	28.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 就入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
	鉄鋼業	915 893円から22円引上げ	28.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)から(3)は上記に同じ
	はん用機械器具、 生産用機械器具製造業 ^{※注}	884 869円から15円引上げ	28.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)から(3)は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 手作業による又は手工具若しくは小型動力工具を用いて行う かす取り、パリ取り、かしめ、選別、検査、さび止め又はマス キングの業務 ロ 手作業による又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め 又はレッセル hari の業務 ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理、積みその他これらに準ず る軽易な業務
	電子部品・デバイス・電子 回路、電気機械器具、情報 通信機械器具製造業 (電球・電気照明器具製造業、 電気計測器製造業及びこれらの 産業において管理、補助的 経済活動を行う事業所を除く。)	887 872円から15円引上げ	28.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)から(3)は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作 が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みが き、刻印打ち、かしめ、パリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ 塗油、検品の業務 ハ 手作業による袋詰め、包装の業務 ニ 軽易な運搬、部品等の整理、積み等の雑役業務
	計量器・測定器・分析機器・試 験機・測量機械器具・理化学 機械器具製造業、医療用機械 器具・医療用品製造業、光学 機械器具・レンズ製造業、時計・ 同部分品製造業、眼鏡製造業	869 854円から15円引上げ	28.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)から(3)は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として部品の組立て又は加工業務のうち、手作業による又は 手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を用いて行 うかえり取り、パリ取り、かしめ、組線、巻線、取付けの業務 ロ 手作業による袋詰め、包装、箱入れの業務
	各種商品小売業 (注:衣・食・住にわたる各種の 商品を小売する事業所で、 その事業所の性格上いずれ が主たる販売商品であるか が判別できない事業所)	848 832円から16円引上げ	28.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)から(3)は上記に同じ
	自動車(新車)小売業	880 865円から15円引上げ	28.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)から(3)は上記に同じ

※注 はん用機械器具製造業…家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿度調整装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業（他に分類されないはん用機械・装置製造業を除く）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

生産用機械器具製造業…建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業、生活関連産業用機械製造業のうち包装・荷造機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業のうち金属用金型・同部分品・附屬品製造業、非金属用金型・同部分品・附屬品製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

- 支払い賃金を最低賃金と比較する場合、賃金から精算勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、賞与及び臨時の賃金は除外します。
- お問い合わせは、千葉労働局賃金室（043-221-2328）又は茂原労働基準監督署（0475-22-4551）へお尋ね下さい。

協会掲示板

平成29年度 講習会予定

平成29年度の講習会を次のとおり予定しております。
会員皆様の受講・参加等よろしくお願ひいたします。
なお、会場等の都合で実施日等が変更になる場合がありますのでご了承願います。

講習等の名称	実施予定日
新入者等安全衛生研修（2回実施）	①4月27日 ②4月28日
安全管理者選任時研修	6月14. 15日
有機溶剤作業主任者技能講習	6月22. 23日
危険予知訓練（KYT）実践研修（2回実施）	①6月26日 ②6月27日
玉掛け技能講習（学科2日）（実技1日）	学科 9月12. 13日 実技 9月 ①16日 ②17日
フォークリフト運転技能講習 (学科1日) (実技3日)	学科 9月26日 実技 ①9月30. 10月1. 7日 ②10月8. 14. 15日
有機溶剤作業主任者技能講習	11月17. 18日
職長（監督者）研修	11月14. 15日
職長（監督者）・安全衛生責任者研修	11月21. 22日
5トン未満クレーン運転業務特別教育（学科1日） // (実技0.5日)	学科 11月30日 実技 12月2日
粉じん作業特別教育	12月6日



玉掛け技能講習



フォークリフト運転技能講習



クレーン運転業務特別教育

労働保険事務組合の 業務紹介

委託できる事業主は…

- 金融・保険・不動産・小売業
にあっては、**50人以下**
- 卸売の事業・サービス業
にあっては、**100人以下**
- その他の事業
にあっては、**300人以下**

当協会は、「労働保険の事務や保険料の計算を会社や個人事業主の方にかわって行う厚生労働大臣の認可を受けた労働保険事務組合」の業務委託を取扱っております。

委託できる事務の範囲

- 労働保険事務組合が処理できる労働保険事務の範囲は概ね次のとおりです。
- ①概算保険料・確定保険料などの申告及び納付に関する事務
 - ②保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
 - ③労災保険の特別加入の申請等に関する事務
 - ④雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
 - ⑤その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務
 - ⑥一般拠出金等の申告及び納付に関する事務



委託をご希望される事業主様（一人親方は除く）は、当協会までご連絡をお願いいたします。

新規加入会員のご紹介

会社名称	所在地
ミドリ安全(株)	茂原市
(株)協栄地質	//
(株)AIM	//
(株)相生	白子町

編集後記

昨年、国外では4年に一度のリオオリンピック・パラリンピック、アメリカ大統領選挙がありました。一方、国内では築地市場の移転に関わる環境問題等が話題となりました。

とりわけ、関係の深い「大手企業の過労死問題」が衝撃的でした。企業トップ、従業員双方で協力しながら働きやすい環境づくりを目指しましょう。

(Y・Y)